⑤　ＳＰＣを設立する場合は、応募企業又は構成員以外の者で、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、第一次審査資料の提出時に協力企業として明記すること。

なお、協力企業とは、ＳＰＣの設立において、ＳＰＣに出資しない企業のことである。

⑥　応募にあたり、代表企業、構成員又は協力企業それぞれが、１⑸に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。

なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。

また、１⑸に掲げる業務以外の業務を実施するその他企業は、実施する業務を明らかにすること。

⑦　代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、関東地方整備局と協議するものとし、関東地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。

⑧　代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。

⑨　代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。

⑩　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。

⑵　応募者共通の参加資格要件

応募企業及び構成員並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　ＰＦＩ法第９条の規定に該当しない者であること。

③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　第一次審査資料の提出期限の日から開札の日までの期間に関東地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑥　関東地方整備局が委託した本事業に係るアドバイザー業務に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑦　関東地方整備局が設置した国道１号東小磯電線共同溝ＰＦＩ事業有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑧　上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」の詳細は入札説明書による。

⑶　設計企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、調査・設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②又は事業監理業務の実績を有する者若しくは２⑷に掲げる工事企業の参加資格要件②を満足する者であれば良いものとする。事業監理業務の詳細は入札説明書による。

①　関東地方整備局における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　次のいずれかの実績（設計共同体としての実績は、分担業務としての実績について１件以上）を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成21年４月１日以降公告日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

ア　電線共同溝の実施（詳細）設計業務

イ　電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

③　次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア　次に掲げるいずれかの資格を有すること。

ａ　技術士（総合技術監理部門：建設―道路、建設部門：道路）

ｂ　国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路、業務：計画・調査・設計）

ｃ　土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、１級土木）（設計）

イ　次のいずれかの実績を有すること。

ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成21年４月１日以降公告日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

ａ　電線共同溝の実施（詳細）設計業務

ｂ　電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

④　上記②、③の実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が60点未満のものは、実績として認めない。

⑷　工事企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。

ただし、調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は２⑶に掲げる設計企業の参加資格要件②を満たせば良いものとする。既存ストックを活用する工事を行う者は、次の④の要件を満たさなければならない。

ただし、既存ストックを活用しない提案を行う場合はこの限りではない。

①　関東地方整備局における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうちアスファルト舗装工事の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　平成16年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了し、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること。

なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

また、乙型ＪＶまたは異工種ＪＶの同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず協定書による分担工事においての実績のみ同種工事の実績として認める。

ア　供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝または情報ボックス若しくは電線類の地中化工事を施工した実績を有すること。なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満のものは、実績として認めない。